

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化するとともに、要配慮個人情報の取扱いについて定めるものである。

2 主な改正内容

(1) 個人情報の定義の明確化

ア「個人識別符号」を個人情報として定義する。（第2条第2号イ）

個人識別符号

① 身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の記号（行政機関個人情報保護法第2条第3項第1号）

例：指紋データ、顔認識データ、虹彩、声紋、歩行の様態 など

② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号（同法第2条第3項第2号）

例：旅券番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー など

イ「要配慮個人情報」を個人情報として定義する。（第2条第3号）

要配慮個人情報

○ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（行政機関個人情報保護法第2条第4項）

(2) 要配慮個人情報の取扱い

実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき等を除く。（第6条第2項）

(3) その他所要の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、要配慮個人情報の取扱いに係る改正規定については平成31年1月1日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 実施機関 管理者、監査委員、消防長及び議会をいう。</u></p> <p><u>(2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u>ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報_____を除外する。</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u>ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報<u>であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）をその内容に含まないもの</u>を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(削除)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(8) (略)

(個人情報の取得の制限)

第6条 (略)

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を収集することができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が、鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人からこれを取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等
に定めがあるとき。

(2)～(7) (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審査会

(2) 特定個人情報 番号法

第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 実施機関 管理者、監査委員、消防長及び議会をいう。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項
に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) (略)

(個人情報の取得の制限)

第6条 (略)

(新設)

(新設)

2 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人からこれを取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）
に定めがあるとき。

(2)～(7) (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）

の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

(削除)

5 法令等その他の定めに基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為を行おうとするもの以外の者の個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、**前項第2号**の規定により取得されたものとみなす。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関の保有する保有特定個人情報であるものを利用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の**安全を守る**ために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的に**保有特定個人情報を自ら**利用することができる。ただし、保有特定個人情報を**その収集した目的外**の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の開示請求)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報**(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。)**の開示を請求することができる。

2 (略)

(部分開示)

第17条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第4号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別する

の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は事務の性質上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 法令等その他の定めに基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為を行おうとするもの以外の者の個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、**第2項第2号**の規定により取得されたものとみなす。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 (略)

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の**保護の**ために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的**のために保有特定個人情報を**利用することができる。ただし、保有特定個人情報を**利用目的以外**の目的のために**自ら**利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の開示請求)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報_____の開示を請求することができる。

2 (略)

(部分開示)

第17条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第4号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別する

ことができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等**及び個人識別符号**の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者**若しくは**情報提供者**又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者**(当該訂正等に係る同法第23条第1項及び第2項**(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)**)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の利用停止等の請求)

第29条 第23条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項**から第4項まで**の規定に違反して取得されているとき、第8条第1項及び第2項並びに第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法**第29条**の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ことができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者**又は**_____情報提供者_____ (当該訂正等に係る同法第23条第1項及び第2項_____に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の利用停止等の請求)

第29条 第23条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項、**第2項及び第3項**の規定に違反して取得されているとき、第8条第1項及び第2項並びに第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法**第28条**の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)